

第5回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日 時 平成23年2月24日(木)
午後2時から

場 所 2000年会館 2階 会議室

次 第

1 開会

2 上牧町の現状等について(意見交換)

3 その他

4 閉会

上牧町まちづくり基本条例策定委員会(第5回)議事録

開催日時 平成23年2月24日(木) 午後2時00分～午後4時30分
開催場所 2000年会館 2階 会議室1・2
出席者 委員 15名
欠席者 委員 6名
傍聴者 1名
事務局 企画建設部 松田部長、同部まちづくり推進課 勇川主幹、松井係長、野村主事

開 会

委員長あいさつ

委員長 議事に先立ち、配付資料等の確認を行いたい。配付資料等に不足がある場合は、事務局により対応してもらうので、申し出ていただきたい。
各委員による事前の確認と、それを受けての修正がなされた議事録並びに当該修正内容の一覧が机の上に配付されているので、確認願いたい。
事務局から委員会における委員の発言に際しては、議事録の作成のために録音している関係上、マイクを使用してもらいたいとの依頼があったので、発言に際してはマイク使用の徹底を願いたい。
前回の委員会において、後日、正副委員長と事務局により調整を行い、その結果を次回委員会で報告することになっていた「議事録の広報」、「上牧町総合計画等の各委員への配付」、「社会福祉協議会職員の委員委嘱」について、報告をさせてもらう。まず、「上牧町総合計画等の各委員への配付」、「社会福祉協議会職員の委員委嘱」の件について、事務局から報告願いたい。

事務局 前回の委員会で「福祉関係の委員」が必要であり、社会福祉協議会の職員への委員委嘱が適当であるということに関し、現在、当該職員の本来の職務と本委員会委員としての職務との調整などについて、同協議会の会長である町長と協議を行っているところであり、その協議結果については改めて報告させてもらう。
「上牧町総合計画」については、本日、全ての委員に配付させてもらった。
なお、都市計画マスタープランについては、カラーコピーでないと判別できない図表が数多く、全体のページ数も相当多いので、とりあえずは、3部を事務局に備えることとし、委員からの申し出により、貸し出しという

方法で随時対応したいと考える。

委員長 次に「議事録の広報」については、1月24日(月)に正副委員長と事務局による協議を行った。議事録については、財政状況も考慮し、基本的には従前のホームページへの掲載、事務局・図書館での閲覧により対応することとし、一人でも多くの住民に議事録を見てもらうべく、閲覧できる場所を各地区の公民館等に拡充するという方向性を確認した。また、広報紙への議事録の掲載については、毎回というわけではなく、節目節目に(概ね3~4か月に1回のペースで)広報紙に掲載してもらうこととし、そこに議事録の全文ではなくエッセンス的な報告を盛り込むことが、住民にも分かりやすく、適当であるという結論に至った。閲覧場所の拡充については、事務局から別紙のとおり各地区の公民館を中心として「議事録の閲覧場所拡充(案)」が示されているので、この件に関しての委員の意見を聞かせてもらいたい。

委員 全部の議事録を出すのではないということであるが、数回の議事録をエッセンスとして、誰がどのようにまとめるのか? 議事録のエッセンスについて、広報紙掲載の後に委員会での事後報告にとどまるのか、又は事前に委員会として確認し、意見を述べることはできるのか? いうことを確認しておきたい。

委員長 閲覧場所に備える議事録については、各委員に配付した議事録と同じものを用いることとしている。節目節目の広報紙への掲載に際しては、事務局の裁量において、数回分の議事録をエッセンスとしてまとめてもらうことが適当であると判断している。

また、「次回委員会の告知」と「議事録公開(閲覧)の案内」については、毎月掲載してもらうこととし、3月号広報紙に掲載される内容については、別紙のとおりである。本日の委員会で、閲覧場所の拡充が承認された場合、そのことを3月号の広報紙に追加で掲載することは可能であるのか、ということ事務局に尋ねたい。

事務局 3月号広報紙については、最終の校正も終了しており、もはや印刷の段階なので、記事の修正又は追加は不可能であると思われる。閲覧場所の拡充については、4月開催の第7回委員会の告知と併せて4月号広報紙に掲載することにしたい。

- 委員 プレステアーバン西大和の選挙の投票所は南上牧公民館であるが、地理的な問題もあって投票率が低く、住民の行政への参加意欲が薄いというのが現状であり、欠点でもある。公民館に議事録を置いても見に行きにくいということが想定されるので、公民館という形ではないが、コミュニティールームや管理人室などがあるので、住民の参加意欲の薄い地区だからこそ、議事録を置くことを是非とも実現してもらいたい。
- 事務局 只今の意見について、この件については、十分に対応していきたいと思っている。
- 委員 片岡台3丁目の閲覧場所としては、片岡台コミュニティーセンター1カ所だけではなく、世帯数を勘案して、複数箇所での閲覧ができるようにすべきである。
- 委員 片岡台3丁目には、コミュニティーセンター以外にURの集会所があるが、距離的には、同じような場所に位置しているので、複数の場所に置くよりは、コミュニティーセンターに置く冊数を増やす方がベターであると考えますが、対応してもらいたい。
- 事務局 対応は十分に可能であると考えます。
- 委員 委員会の様子を住民が知るということは、とても大切なことであると考えている。公民館に議事録を置いた場合、公民館を利用する住民は、わずかであり、限定されているという状況から考えて、果たして何人の住民がそれを見るのだろうかという疑問を持っている。公民館に議事録を置くことに意味があるとは考えにくい。広報紙についても、関心が無く見ない住民も多いので、住民に関心を持ってもらえるような広報の仕方を検討することも必要であると考えている。
- 副委員長 今のご指摘の点はそのとおりだと思う。どこの公民館であっても、利用する人が限られているということ、また、常時開いているわけではないというのが現状であり、何かの行事で住民が、議事録を目にする可能性があるという程度にとどまるであろうことは、はじめから予想していたことである。しかしながら、正副委員長と事務局との協議で、従来の事務局と図書館での閲覧、ホームページへの掲載に加え、3～4月に一度のペースでの広報紙への掲載、各公民館にも議事録を置くということを決定した背景に

は、一人でも多くの住民にこの委員会に対する関心を高めてもらいたいという思いが込められていること理解してもらいたい。正副委員長と事務局との協議では、それ以外に良い方法を見いだせなかったが、委員のなかで、他に良い方法があれば、是非提案してもらいたいと考えている。

委員 2000年会館のカウンターにも置いてもらいたいと思う。現在はあまり活気はないが、本来、2000年会館は、地理的にも町の中心であり、住民が気軽に集える場所であるべきであると思っているので、是非置いてもらいたい。

委員 議事録を置く場所はこれで良いと思うが、節目節目の報告などの際して、公民館等にも議事録が置いてあるということを積極的に広報していくことが重要であるとする。各自治会においては、議事録の閲覧が公民館でも見ることができる旨を回覧するなど、広く知らせる努力を何らかの形で行うことが必要であるとする。

委員 事務局の負担を増やすことになるが、実際に公民館に出向いて、閲覧することができないお年寄りなどのために、郵送料を負担してもらうことで、議事録を郵送により請求でき、受け取れるというシステムを検討してもらいたい。自宅でじっくりと議事録を読みたいという住民に対しても何らかの便宜を図れないものかと思っている。

委員長 議事録を公民館等へ置くことについては、事務局から提示された設置場所を減少すべきとする委員の意向はなく、プレステアーバン西大和と2000年会館を設置場所として追加すること及び片岡台3丁目コミュニティーセンターに複数部数の議事録を置くということを決定事項としたい。また、公民館等に議事録が置いてあることを住民に広めていくため、各自治会の回覧などにより積極的なアピールを行うことも必要であるとする。議事録の郵送請求に関しては、事務局において対応願いたいとする。

事務局 このことについては、十分対応できると考えている。

委員 自治会で回覧をしてもらうときに、希望があれば議事録を郵送で請求できるという記載も盛り込んでもらいたいとする。

委員長 議事録の郵送請求が可能であるということについては、広報紙に掲載する

ことが適当であると考えている。

委員 先ほどの委員からの発言のとおり広報紙は、読む人、読まない人があるので、自治会の回覧であれば、ほぼ全世帯をカバーすることができるので、有効な手段であると考えている。

委員 自治会での回覧は有効であると考えているが、自治会に入っていない住民もあるので、広報紙への掲載も併用し、より多くの住民に知ってもらうようにすべきである。

委員長 悪いことではないが、議事録の郵送請求の件数が増えることも予想されるので、その際の対応等についての事務局の見解を聞きたい。

事務局 事務局として懸念する点を述べさせてもらう。自治会での回覧というのは、この委員会の議事録の郵送請求のお知らせのためだけの回覧なのか、他の回覧に付け加え(加筆して)の回覧なのかを確認したい。この委員会の議事録に関することのみ回覧となれば、各自治会の理解と協力が得られるのかどうかということはこの場では判断できない。方法としては良いと考えるが、懸念する点もある。

委員長 議事録を公民館に置くことの自治会長の承認を得る際に、議事録が公民館にも置いてある旨を回覧により知らしめてもらうことも併せて依頼するという方法を私はイメージしている。その回覧のなかに議事録の郵送請求の記載も入れることが可能であれば、その方向で各自治会長に依頼をしてもらいたいと考える。各自治会それぞれの考え方や色々な判断もあるので、自治会との調整については、事務局に一任ということにしたい。

事務局 このことについては、各自治会に対して負担をかけることになるので、自治会としての意見を十分に聞き、理解を得ることが必要であり、委員会の決定事項であるという理由だけでは、自治会の理解は得にくいものであるとも考える。

委員長 自治会に対する強制ではなく、あくまで委員会としての依頼事項であり、各自治会での判断にもばらつきが生じることが予想されるが、理解の得られなかった自治会に関する扱いについては、委員会で再度検討するということにしたいと考える。

副委員長 各自治会長への依頼については、件数が多く、年度末を控えて事務局も多忙であると考えるので、委員が分担して依頼を行うということも考えるべきである。郵送請求についても、返信用封筒を入れておくことが必要なのか、返信用切手のみでよいのか、コピー代はどのようにするのか等、金銭的な問題も絡んでくるので、住民に公開する以上は細かなルールを予め決めておくことが必要である。各自治会長への依頼は誰がいつまでに行うのかということと議事録の郵送請求のルールについては、正副委員長と事務局に預けてもらい、決定することにしたいと考える。

委員 私の自治会長をしていた経験から言うと、町から配付された必要枚数分の回覧文書を各班長に配り、各世帯に回してもらっただけなので、さほど苦労はなかった。

副委員長 私が言っているのは、郵送請求に係るルールを決めておくことと、自治会長に対して、一般的な回覧のように単に文書を届けるだけではなく、趣旨等を説明することが今回の場合は必要なので、それを誰が行うのかということを決めておく必要があるということである。

委員 自治会長の集まりである自治連合会の会議があるので、その席上で回覧の雛形を示すなどして、全体に説明し、諮ってもらっということも一つの方法であると考えます。

委員長 議事録の郵送での請求に関する料金並びに公民館への議事録を置くことに関しての自治会長への依頼の方法については、正副委員長と事務局で話し合い、その結果を次回に報告させてもらうことにしたい。
それでは、議事録の広報等に関する諸報告については、以上をもって終わることとし、本日の案件である「上牧町の現状について(意見交換)」に移りたいと考える。前々回から引き続き「行政・議会・町民・地域・その他」について、現状と将来に向けての問題点を各委員から出してもらい共通認識を図ってきたが、まだ意見を出し切れていないと思うので、発表ができていない委員からの意見を出してもらうため、本日の委員会の案件としたものである。委員が意見を述べる際は挙手のうえ、私の指名によりマイクを使用して発言することとしたいので、協力を願いたい。

委員 本日配付された上牧町総合計画が片面刷りのため分厚くなっているが、

以降配付される資料については、少しでも薄くなるよう両面刷りにしてもらいたい。また、町ホームページからプリントアウトして既に持っている委員もあると思うので、事前に必要の有無を確認して、無駄を省くための配慮をしてもらいたい。

事務局 配付した総合計画の印刷に用いた用紙は薄く、カラーのページもあり、両面印刷をすれば裏写りによりかなり見にくい状況だったので、あえて片面印刷にしたものである。

委員 前回の委員会の後半で、委員から「総合計画」と「マスタープラン」の内容を知りたいという意見により本日配付され若しくは貸し出し対応とされたが、これらについての議論を行うことを次回以降に想定しているのか？

委員長 総合計画等に関して委員会で議論することは想定していない。

副委員長 住民参加による常設のチェック機能の仕組みをきちんとつくる必要がある。財政問題など上牧町が抱える問題の背景には、チェック機能が機能していない若しくは不十分であるということがあり、このことは共通の認識である。本来、議会がその機能を果たすべきだと考えるが、議会だけでは不十分であり、そのことにより問題が顕在化してきたものであると考える。そういう意味から議会に代わるということではなく、議会に加えて新たなチェック機能をきちんとつくる必要があると考える。例えば、2000年会館を造るといった大型事業に際して、民間企業であれば、フィージビリティスタディ(事前調査)を行うが、行政においても、財源の手当、地方債の返済計画の確かさ、利用者数並びに住民のニーズなどを含めた事前チェックを的確に行うことがこれからの上牧町には必要であると思う。また、同時にそれに関連して、「plan(計画)、do(実行)、check(評価)、action(改善)」という仕組みがきちんとできていなかったことにより、多くの事業がやりっ放しになっており、成功した場合は良いとして、失敗した場合の教訓が次に活かされていないというのが現状である。そのような状況から、住民参加による常設のチェック機能の仕組みをつくり、「P・D・C・Aのサイクル」を確立することが必要であり、住民がどのように関わっていくのかということも、基本条例に反映することが必要であると考え。

委員

上牧町の2000年会館は、財政難により土・日は閉館された経緯があり、現在は土・日は開館となっているが、ほとんど利用者がいないというのが現状である。土・日に2000年会館に来ても、ロビーやソファが置いてある場所などは真っ暗で、経費節減のため、冷暖房もされていない。河合町の豆山の里で会議をすることがあるが、和室がフリーで開放されており、誰でも入ることができる。また、軽食も館内で取ることができるなど、活気がある。他町の施設を利用した上牧町の住民からは、うらやましいという声をたくさん聞かされている。折角ある2000年会館がほとんど利用されていないという気持ちを常に持っている。このことは、町の福祉に関する姿勢がなっていないからだと思っている。スーパーおくやまの前の障害者福祉センターの出入り口にスロープが設置されたが、傾斜がきつく、車いす利用する者が危なくて使えないという状況になっている。住民の意見を聞かずに、「とりあえず造ればいい」という町の姿勢がそこにも現れていると思っている。住民の誰もが自由に集える場所が、これからは本当に必要であると思う。そして、そのような場所に委員会の議事録を置くことができたなら良いと思う。委員の皆さんにも現状をあちこちへ出向いて把握をしてもらいたいという気持ちである。

委員

今の委員の発言は、そのとおりであり、この委員会のなかに福祉関係の方が入っていないということを指摘した理由がそこにもあるので、是非実現してもらいたい。また、先ほどの副委員長から発言のあった住民による常設の監視機能が必要なのではないかということについては、私も当然のことだと思う。そのことをまちづくり基本条例のなかでちゃんと決めればよいと考える。そこで最近の例をあげて述べると、先週末までこの周辺の地区計画の縦覧が役場で行われていたが、広報紙には載っておらず、回覧も回っていないかったが、ホームページには掲載されていたので、私は縦覧し、意見も出した。明日(2月25日)には、都市計画審議会が開催されるが、誰も見ることなく、意見を言わなければ、そのまま通ってしまうことになる。住民に知らされないままで、事がどんどん進んでいっていいのかと思う。こういったことも含めて監視の機能というのは、とても大事なことなので、この条例の委員会のなかで、しっかりと位置づけていきたいと考えている。

委員

上牧町のよさを主婦の目線から見ると、買い物に便利な町であると思っている。また、大阪に近いという良い立地条件と、住民の文化意識の高

さを挙げることができる。逆に悪い点は、おくやま周辺の道路が非常に混雑すること、2000年会館が今や活気のない暗いイメージの施設になってしまっていることが挙げられる。2000年会館については、高いお金をかけて造る意味があったのかということが疑問であり、造らなければ良かったというような気持ちにさえなっている。

副委員長

先ほど委員から話しがあった都市計画の縦覧については、私も全く知らなかった。ユニーの計画については、以前から聞いており、それに伴って周辺の都市計画が見直される動きがあるだろうとは思っていたが、この時期に縦覧がなされていることは知らなかった。この委員会の委員をはじめ、大多数の町民が知らないということは、とてもおかしい話であると感じている。ホームページに掲載しただけでは、見ることのできる住民は限られてしまうので、住民への情報提供の手段としては不十分であると言わざるを得ない。2000年会館に関しての私の課題認識は、先ほどの委員からの発言にあった社会福祉的な障害者の視点からの目配りが欠如しているという指摘も、もっともなことではあるが、ハード先行で造ってしまい、事前にどのように利用していくかというソフト面での検討がなかったことが、今の2000年会館の現状を生み出したものであると考える。まちづくり基本条例のなかで、住民の視点からの施設の利用・活用という観点からの意見を早い段階から取り入れ、反映させていくということができれば、このような失敗は回避できるものと考え

委員

町民としての意識の低い住民が多いという気が常々している。ただ住んでいるだけ、寝に帰ってくるだけといった住民も結構ある。その多くは、町行政には無関心である。表現としては適当でないかも知れないが、このような住民のことを「居住型の町民」ではなく「滞在型の町民」であると私は思っている。このような住民に町への関心をもってもらうための手だてを根本的に考えることが必要であるという気がする。先の委員会で片岡台3丁目における自治会への加入率が低い旨の発言したが、片岡台3丁目以外にも自治会加入率の低い地区にあっては、自治会への加入を再度促すということも一つの方策ではないかと考える。また、片岡台3丁目にはURの管理事務所があり、そこからの情報が得られれば、町からの情報は無くても不自由はないという意識の住民が多いように思われる。

広報かんまきについて、ざっと目を通して、若しくは全く見ずに捨てて

しまっているという場合がかなりあるのではないかと考えている。シルバー人材センターを通じて片岡台3丁目に広報紙を配らせてもらっているが、前月号が郵便受けにまだ残っている場合や、郵便受けの下に置いてある不要物を回収するための段ボール箱に広報紙がそのまま捨てられているという場合がよくある。広報担当課の努力は理解しているが、住民が進んで見てみよう、読んでみようという気持ちになるように、内容等を見直すことも必要であると考えている。

第1回目の委員会で日吉津村の条例を配付してもらったが、大型団地があり、大都市のベッドタウンであるという上牧町と類似する町で、基本条例が制定されている町の基本条例を参考にしたい。

町役場及び2000年会館にボードで設置されている「リサイクル情報上牧」の情報が、当初は多かったが徐々に少なくなってきており、また、古い情報が掲示されたままになっている。適切な管理を行うことで、住民が町に関心を持つようになる一助になると考えている。

町内の交通に関しては、信号機の設置場所と点灯時間、横断歩道の設置場所が適切なものであるのかということの検証を行うことが必要なのではないかと考える。また、町内には、路線バス・町のバス・病院の送迎バスなどが、各々の都合で走っているが、これらを何らかの形で連携して運行できないものかと考えている。

委員

皆さんから出してもらった町の現状についての内容については、全くそのとおりだと思っている。昔は、仕事は町外、寝るために上牧町に帰ることが常だった方が、勇退した後に上牧町が大変なことになっているのことに気づき、この委員会に参加した方もあると思う。私は葛城台に住んでいるが、近所の方は、平日の昼間は仕事で留守であり、夜は自宅で寝るだけで、時期によっては土・日も仕事に出かけることもある。そのため、町のことには、無関心になりがちで、仕事のこと、育児のことに関心がいってしまうというというのが現状である。葛城台では、現役世代と現役を退かれた世代に二極化しており、両者をうまく融合することで、現役世代を町の方に振り向かせるため方策を探ることが必要であると考えている。

先ほど意見が出されたおくやま周辺の渋滞については、ひどいときには葛城台まで渋滞が延び、おくやまへ行くには歩いて行った方が早いと思うほどである。しかし、渋滞することは良くないが、渋滞が発生するほどの賑わいがあるということは一定の評価はできるのではないかと考えている。また、町に企業を誘致する際には、「ふるさと納税」を求める

旨の協定を締結するようにすれば、町の財政にとっても有益なことでありと考える。

委員

昨年の秋に奈良市で開催された自治体問題研究所主催の研修を受講した際、長野県の阿智村の村長から、千葉県酒々井町(しすいまち)という町では住宅開発により8千人だった人口が3万人に急増したが、今は毎年1%ずつ高齢化率がアップし、10年後には高齢化率が30%に達する見込みであり、まちづくりに対して危機感を持っているということ話があった。この町と上牧町は類似しているところがあり、上牧町もそのような状況になっていくような気がするので、そういったところから条例を取り寄せて研究することが適当であると考えます。

かつての高度成長期においては、上牧町でも人口は増え、税収は伸びるといった状況のなか、住民からの要望には十分に対応でき、実現することができた。しかし、全国的な流れではあるが上牧町もお金がなくて、住民からの要望を十分に聞いてもらえない状況になってしまっている。お金のある時は、住民が要望を言いさえすれば実現してもらえたので、たいして町の方を振り向かなくても町は成長していったが、今は住民の要望に応えられないばかりか、それに加えて住民の負担までもが増加している。このような状況のなかで、どのようなまちづくりをしていくのかということを考えるとき、住民に参加してもらうことが大事であると考えます。住民と行政が対等の立場で協働することと、常設の事後チェック機能だけではなく、事業の途中における住民の参画が必要不可欠であると思っている。町が持っている財政状況をはじめとする全て情報を公開することで、住民の参画、住民と行政との協働が実現するものであると考えます。タウンミーティングが今月末から開催されるが、その際に私が関与する市民団体から資料を要望したが、資料は出さないという回答があった。委員の皆さんは、タウンミーティングに参加されると思うが、住民の一人でも二人でもいいので、声をかけて一緒に来てもらえば、少しずつではあるが、町の方に振り向いてもらえる住民が着実に増えていくものであると考えています。

委員

広報の表紙のキャッチフレーズが「みんなで築くパークタウン上牧」から「住民とともに協働のまちづくり」に変更となっており、明らかに協働のまちづくりを目指されているのに、住民が判断をするための材料となる情報が必ずしも十分に提供されないというのが現状であり、協働の前提となる情報の提供なくして、真の協働などあり得ないと考えます。町

の情報については、住民が希望すれば提供されるということではなく、住民からの請求がなくても、町から積極的に提供するという姿勢が必要であるとする。また、議会においても、傍聴に際しての資料については、住民からの請求に基づき、事後ではなく事前に配付してもらいたい。上牧町において財政状況等の問題が起こってきた要因の一つには、議会におけるチェックがうまく機能していなかったことも原因のひとつなので、その反省を踏まえ、再発防止の為には、例えば北海道夕張郡栗山町の議会基本条例の様に、事前資料配付等、具体策を伴った条項も盛り込むべきであるとする。

副委員長 私も情報公開の重要性に関する意見については、全く同感である。情報が公開されなければ、議論が進まないという意見にも賛成である。まちづくり基本条例の大きな一つの項目となる情報公開について、どのように規定するのかという議論は迫って行くことになると思うが、既に制定されている情報公開条例に基づいて請求することも可能であると思われるが、現在の情報公開条例による制度が機能しておらず、若しくは不十分であるということでは理解すればよいのか？

委員 既存の情報公開条例では、公開の請求に際しては、一定の手続きが必要であり、請求したものに対して情報を公開することとされている。請求した人だけがその情報を持っていても、全ての住民が情報を共有し、共通の認識を持たなければ意味のないことであり、全ての住民が知りうる状況をつくる必要があると考える。

委員 都市計画の縦覧の例でもあったように、町から情報は公開されていたが気づけなかったという場合やこちらから聞きに行けば教えてもらえた場合などがあると思うが、まちづくりに関わることなので、もっと積極的に情報を全ての住民に知らせていくという、まちづくり基本条例からもう一步踏み込んだ形を期待したいと考える。

副委員長 「まちづくり基本条例から一步踏み込んだ形を期待」という発言があったが、基本条例のなかで情報公開のあり方を議論して盛り込むことにしていけばよいのであって、基本条例を超えて、若しくは全く違う形であるという考え方については、少々疑問を感じる。

委員 議会における情報公開については、まちづくり基本条例を制定しないと

出来ないと言うのではなく、議会の自主的な責任において情報公開をしてもらいたいという意味からの発言である。

副委員長

先の委員の意見にも関連するが、優先度(プライオリティー)をどのように考えていくのかということは、極めて大事な問題になっていくと考える。上牧町にも以前は、西大和ニュータウンを中心とした現役世代の転入者の増加により税収が豊かだった時代があったが、今はそういった住民がリタイヤされ、毎年、税収の自然減が起こっているというのが現状であると認識している。そのような状況の下、限られた財源のなかで住民サービス等に対応するための事業に係る予算の配分に際して、優先度を適切に見極めることの重要性がますます高まってくるものであり、優先度についての住民意志の反映のさせ方に関しても、この委員会で議論したいテーマであると考え。また、事業の優先度を決定する際、住民代表に入ってもらうことも一つの方法 であると考えが、そうなるとそれぞれ住民の利害が相反する場合が多いので、極めて困難なことも生じる。財政状況が厳しい今だから事業の優先度を決定することは大事であり、避けて通ることはできないと考える。

委員

今後の上牧町をどのように築いていくのか、どのように発展させていくのかということが最大のテーマになると思う。そのために基本条例をつくって、みんなで協働してまちを作り上げていくことを目的としていると思っている。現総合計画を作った時の委員であり、現実的なことを書くべきだと主張したが、聞き入れてもらえなかった。基本構想というのは、「夢」を第一に置くものであるという、上牧町は大きな間違いをしている。地方自治法には、そのようには書かれておらず、「基本構想を策定し、それに基づいたまちづくりを行い、そのために基本計画をつくる」というように規定されており、「夢物語」を書き表すことが基本構想であるという思い違いをずっと上牧町はしてきたものである。この委員会で基本条例をつくるなかで、住民の欲したるものを何とするのか、ということきちんと論議していけるようなシステムをつくるのが一番だと思う。

片岡台3丁目のことについて、自治会への加入世帯数は、1580世帯のうち、300世帯を切っていると思う。昭和48年から昭和53年頃までの自治会組織率は85～90%もあった。その頃をピークに組織率は急落してきた。住民からの要求も満たされ団結しあうということがなくなったこと、各世帯からは共益費が徴収され、街灯の電球代や修理費

用についてはそれで賄われ、自治会費を払うという住民としてのメリットがないことなどにより自治会の組織率が急落したものであると考えられる。

議会のチェック機能について、住民にしてみれば、今の上牧町の現状を見るにつけ、その機能を果たしてこなかったということは想像もつくところである。上牧町が早期財政健全化団体となった際の監査のなかでも、議会のチェック機能に関しては厳しく指摘を受けているところである。2000年会館を建てる際に、どれだけの住民により、どのような利用があるのかといったチェックは一切していないし、建った後もチェックしていない。やはりそのことはやるべきであるという指摘はされている。2000年会館を住民が集う拠点とすることについては、まちづくりの一環として行うべきである。また、住民の意識を高めることで、この施設も生きてくるものであり、拠点となり得ることができると考える。

委員

マスタープランについては、去年の4月にパブリックコメントを求めたが、聞くところによると私ひとりだけが意見を言ったとのことである。町の将来をどうするのかということが総合計画に書かれ、それに基づいて具体的なプランニングするのがマスタープランである。総合計画は、20年、30年先のこの町をどうするのかという大きな骨格、目標を決めようとするものであり、それまでにはいろいろな段階を踏んでいかなければならないので、概ね10年を見越して、どんなことをするのかというプランニングがマスタープランである。ところが上牧町の場合、総合計画が10年先を見通して書いてあるが、マスタープランが20年先を見通して書かれており、マスタープランが総合計画を越しているという理解できない内容となっている。目標はずっと先にあるが、その段階において状況は変わっていくものであり、その変化を見据えながら見直していくのがマスタープランである。このようなことを皆さんにしっかり分かってもらったうえで議論していきたいと思う。

副委員長

民間企業における長期計画は通常5年間であり、社会情勢の変化によりそれ以上長い期間で定めても根拠に欠けるものとなる。また、そこには必ず数値計画を入れ、単なる言葉だけではなく、5年後、具体的にどのような姿になっているのかということを示すことができるものは、数字で表すようし、毎年毎年、進行状況のチェックが行われている。計画の策定に際しては、「官」と「民」は基本的には違うものではなく、計画期間については自身が責任を持てる5年間が適当であること、数値

目標を掲げること、毎年進行状況をチェックすることを、これからは上牧町でも取り入れてもらうとともに、その考え方を基本条例のなかにも盛り込んでいけばよいと考える。

上牧町における税収の減に対応するため、税収が増になるような企業の積極的な誘致及びそれに伴う雇用の拡大、若い世代の転入を促すためのマンション建設の促進、税や使用料の滞納対策による収納率の向上に関する取り組みについては、住民からもアイデアを出してもらうなどして、さらに推進することが必要であると考えます。

委員 税収を増やすことに関心があり、意見を持っている住民は私の周りにもおられるが、意見を言ったり、議論をする場がないということが問題であると考えます。住民参加常設チェック機能と同時に、上牧町をどうして行くべきなのかということ住民が参加して話し合える場を、協働のまちづくりのなかでは、設けなければならないし、基本条例のなかにもそういったシステムづくりを盛り込むべきだと考えます。

委員 町議会では、財政問題特別委員会を設けて審議を行っているが、住民の皆さんから中間的な報告のように項目を並べるだけのものではなく、具体的な内容の報告を求める要望があった。土地開発公社の各金融機関からの借入金が53億円となっており、その処理をどうするのということが大きな問題となっている。第3セクター等対策推進債という起債を活用して処理するという方向性が決定された。53億円の全額を借りるとなれば町は破綻してしまうので、借り入れ金額の設定についての議論が、今なされているところである。そこで、この委員会で検討する条例のなかにも、町のトップなどが職を退いた後であっても、当時のことについての説明を求められたときは、その説明責任を果たすべきであり、当時の様子を胸をはって話すことができるようなまちづくりをすることが必要である旨、きちっと規定しておくことが必要である

委員 町営住宅について、第2・第5・第6町営住宅の前を先日通りかかったところ、人の気配がなく空き家であると思われる部屋が多いように感じたが、町営住宅の現状はどうなっているのかということが気になった。先ほどの副委員長からのマンション建設の促進という意見に関連して発表させてもらった。

委員 河合町と上牧町とは、ニュータウンができるまでは、人口の規模や構成、

環境等が同じような条件の町であったように認識している。先ほど委員から話のあった豆山の里は、町民の誰もが集える拠点施設として活発な利用がなされており、本町のペガサスホールは閉鎖中であるが、河合のまほろばホールは利用者も多く、雲泥の差が生じているように思う。住民性の違いも原因ではあるが、過去の長の行政に対する姿勢にも原因があると考えている。過去の過ちを繰り返さないためにも、まちづくり基本条例をしっかりと定めることが大事であると考えている。

委員長

まちづくり基本条例をつくるために大事なことは、①上牧町の現状を知ること、②まちづくり基本条例を知ること、③まちづくり基本条例の作り方を決めこと、この3つが揃うことであると考えている。今回を含めて3回にわたり、上牧町の現状についての意見交換を行い、各委員の共通認識を図ってきたが、今日で一応の区切りをつけ、次回は、他団体の条例に関する勉強を行うことにしたいと考えている。次回の委員会の進め方については、委員に諮って定めることになるが、私の意見としては、条例本文と解説(逐条解説)が一冊の冊子としてまとめられ、とても見やすく分かりやすい生駒市の条例をもとに勉強を行うことが良いのではないかと考えている。

委員

初回の委員会で配付された日吉津村の条例にも解説書があるし、他の委員からは、ニセコ町、そして委員長からは生駒市と、3団体が候補として上がっていると認識している。どこの条例を用いて勉強するということを決める前に、自治体で現在作られている基本条例の類型について、もう少し学問的に押さえたうえで、勉強の対象とすべき個別の条例を選ぶということにすれば良いと考える。条例によっては、あるカテゴリーが入っていなかったり、議会基本条例を含めた条例があったり、議会の規定を入れていなかったり、と様々な条例が存在する。まず押さえておくステップとして、たとえば中川先生に講演をお願いするとかして、条例の類型に関する講義を受けた後、勉強するための対象として適当であると思われる条例を決めるという方法で進んでいけばよいと思う。曖昧模糊としたものがたくさんあり、このままで進めていくことは、良くないと考えているものである。

委員

基本条例には、色々な類型があることは認識している。条例の類型に関する講義を中川先生にしてもらうことについては、いかがなものかと思う。先生が関わられた条例には共通する点が多いと思うので、複数以上

の条例を見るのは無駄であると考え。上牧町と規模や状況において共通する点がある団体の条例を見るべきであり、講師を招いての講演よりも有効であり、分かりやすいと考える。また、果たしてこちらの意図する内容で講演してもらえるかどうかということは、いささか疑問である。

委員 私は、委員長の提案のとおり生駒市の条例を勉強することが適当であると考え。基本条例はたくさん存在し、各団体はそれなりに努力して作られたと思うが、我々が目指しているものとは違う内容の条例も存在する。そのような中で生駒市の条例は、いろんな項目を網羅しており、我々が勉強する条例としては、適切であると考え。また、中川教授の話の聞くというのは、時期的に遅いと思うと同時に、後は各自の頭のなかで整理しながら進んでいけばよいと考える。

委員 「住みよい上牧町をつくる会」という市民団体において、基本条例のことを勉強した時、既に制定されている団体の条例を類型ごとに分類した資料を作ったことがあり、生駒市やニセコ町の条例は、「住民参加型」に分類され、上牧町が目指す条例もの趣旨にも合っているので、この委員会で生駒市の条例を勉強することは賛成である。委員からの求めがあれば、条例を類型ごとに整理したものを委員会の資料として提供させてもらうことも可能である。

委員 分類した条例を列記しただけのものではなく、専門的な研究者による各分類ごとの論評や解説が明記されているものを資料としてもらい、それを知ったうえで、具体的な条例を読んでいきたいと考える。

委員長 特定の委員にインターネットでの検索を任せるのは負担にもなるので、方法はいろいろあると思うので、委員が個々に調べてもらった方がよいと考える。また、条例の類型ごとにまとめた資料を次回委員会で配付したい考えるので、一部持参してもらいたいと考える。

委員 条例を類型ごとに列記した一覧表で、分類ごとの論評はついていないが、それで良ければ、持って来させてもらう。先に条例の類型を勉強することは大変なことであると私個人としては考えるので、とりあえず一つの条例に取り組んでいく途中で、必要であれば違う類型の条例を勉強するというのでよいと考える。

委員 勉強することが非常に大変そうに聞こえるが、私はもっと簡単に考えており、生駒市の条例を勉強するのであれば、その条例がどの類型に属する条例なのか、ということくらいを押さえて勉強すれば良いと考える。

委員長 条例を類型ごとに分類した一覧表については、次回1部持参いただき、事務局により増し刷りして、各委員に配付させてもらいたいと考える。また、次回の委員会では、生駒市の条例をもとに勉強するということにしたいと考える。

委員 先に配付された日吉津村の条例には、手引き、解説書があり、生駒市の条例を勉強することは、地理的に近くではあるが、規模が違いすぎるので、日吉津村の条例の方が良いと考える。

委員長 生駒市の条例だけで勉強を終わらせるつもりはないので、まず生駒市の条例について勉強し、比較の対象として次に日吉津村の条例を勉強するという考え方を持っている。

委員 まず最初に日吉津村の条例を勉強の対象とすることが適当であるという理由は、日吉津村の条例には、「手引き」があり、それを活用して勉強することが有効であると考えによるものである。

委員長 次回は、生駒市の条例を勉強することとし、次に、必要に応じて日吉津村の条例について勉強することにしたと考える。生駒市条例を各委員にあらかじめ見ておいてもらった方が良く考えるので、事務局と相談し、事前に配付してもらうようにしたいと考える。なお、勉強の方法については、私に一任してもらえるのであれば、次回委員会の冒頭に説明をさせてもらうことにしたいと考える。

委員 2010年8月号の広報でまちづくり基本条例に関する事前広報において、「まちづくり基本条例」とは、『みんなが守る、まちづくりの基本を定めた「町の法律」のようなもの』という表現があり、「条例」や「法律」などの用語の定義を知っておくと、勉強した時に頭の中が整理され易くなるので、その資料として、各委員に配付させてもらったものである。

委員 前回の委員会で、委員から実際に町の条例を見たいとの意見があったが、

膨大な条例の全てを見ることは難しいので、条例の目次だけでもコピーして配付してもらえれば、町の条例の概要だけでも知ることができると考える。

委員長 町の既存の条例を知ることは大切なことであると認識しており、個々の条項を検討していく段階において、適切な時期に配付させてもらうことにしたいと考える。

閉 会 委員長の閉会宣言により会議終了(午後 4 時 3 0 分)。

- ※ 次回(第 6 回)委員会は、3 月 2 4 日(木)午後 2 時から役場 3 階 委員会室で開催、案内は後日発出する。
- ※ 次々回(第 7 回)委員会は、4 月 2 1 日(木)午後 2 時から役場 3 階 委員会室での開催を予定している。